

## 特定評価基準

評価は下記項目毎に、(1)については優、可の2段階、(2)～(6)については優、良、可の3段階とし、100点満点とする。

## ＜特定基準評価表＞

評価項目	評価の着目点		配点		
	判断基準		項目別	項目別配分	
配置予定技術者の評価					
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	(1) 下記の順位で評価する。 ①建設部門(都市及び地方計画)に係る技術士資格を有する ②建設部門(都市及び地方計画)に係る技術士資格を有しない	10	5
		業務執行技術力	(2) 平成31年度(令和元年度)以降公募日までに完了した同種業務実績を下記の順位で評価する。 ①都道府県・政令指定都市が発注した業務実績 ②中核市・特別区が発注した業務実績 ③その他市町村が発注した業務実績  同種業務: 公営住宅長寿命化策定・改定業務		5
実施方針					
・業務実施工程表 ・実施方針	業務理解度	(3) 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	10	5	
	実施手順	(4) 業務実施手順を示す実施フロー、及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する		5	
評価テーマ					
企に評価するテーマ	的確性	(5) 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する	80	40	
	実現性	(6) 提案内容が具体的に整理されており、また、参考となる事例が明示されている場合に優位に評価する		40	
合計(100点満点)					